

<特集「看護実践能力向上のためのストラテジー」>

学士課程における看護系人材養成の在り方を考える

～いかにして看護実践能力を育てていくのか～

岡 山 寧 子*

¹京都府立医科大学大学院保健看護研究科保健看護専攻

²京都府立医科大学医学部看護学科看護学講座

Effective Development of Nursing Personnel in Baccalaureate Degree Programs —Focusing on the Development of Practical Nursing Skills

Yasuko Okayama

¹Graduate School of Nursing and Health Care Science,

Master of Nursing and Health Care Science, Kyoto Prefectural University of Medicine

²School of Nursing, Kyoto Prefectural University of Medicine

抄 録

本論文は、学士課程における看護系人材養成の在り方について、看護実践能力の育成という視点から概説するものである。最近の厚生労働省における看護基礎教育に関する検討会では、看護教育制度や看護基礎教育の内容と方法、看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標等が提示されている。一方、看護系大学の急増を背景として、学士課程における看護学教育の質の保証が大きな課題となっている。文部科学省の検討会においても、学士課程教育でのコアとなる看護実践能力と到達目標が示され、その取組みが提言された。すなわち、学士課程では、個性ある大学教育および看護実践力育成の両者をバランスよく充実させていくことが重要であることを示唆している。

キーワード：学士課程、看護系人材養成、個性ある大学教育、看護実践能力の育成。

Abstract

This paper discusses determination of an effective method for developing nursing personnel in baccalaureate degree programs from the perspective of developing practical nursing skills. A study group relating to basic nursing education established by the Ministry of Health, Labour and Welfare has recently proposed practical skills and goals to be attained at the time of graduation that are required of nurses.

On the other hand, ensuring the quality of nursing education in baccalaureate degree programs is becoming a growing concern in view of the recent rapid increase in the number of nursing colleges. A

平成23年9月16日受付

*連絡先 岡山寧子 〒602-0857 京都市上京区清和院口寺町東入の中御霊町410

okayamay@cmt.kpu-m.ac.jp

開示すべき潜在的利益相反状態はない。

study group of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has also indicated practical nursing skills and goals to be attained that serve as the core of baccalaureate degree program education, and steps for their implementation have been proposed. Namely, it has been suggested that in baccalaureate degree programs, it is important to substantiate a proper balance of both a personalized college education and the development practical nursing skills.

Key Words: Baccalaureate degree programs, Method for developing nursing personnel, Personalized college education, Method for developing practical nursing skills.

はじめに

今年度の日本看護系大学協議会総会（平成 23 年 6 月）において、看護系大学数が 200 校に達したという報告があった。日本で初めて看護系大学がスタートしたのは約 60 年前のことである。その後、約 40 年間は 10 校程度にとどまっていたが、最近の 20 年間で開設が相次いだ。今や、全国の約 800 大学の中で、その約 25% には看護系大学があるという勢いである。看護系大学院も 131 校¹⁾に及んでいる。この背景には、少子高齢化、医学・医療の高度化、人々の価値観の変化等、社会の多様な変化により、高度な専門性を備えた看護職が社会から求められていることがある。あわせて、看護界の長年の学問的努力により、大学教育を担える水準に成熟してきたという指摘もある²⁾。

看護学の学士課程（以下、看護学士課程）は看護師・保健師・助産師に必要な専門の基礎を教授するもので、各大学はそれぞれの教育理念に基づく人材育成を実践している。

平成 14（2002）年、本学は日本で 100 番目の看護系大学として医学部看護学科を開設した。今年で 10 年目を迎えようとしている。看護学科がスタートして以来、社会的な要請に応える看護学教育とは何か、看護の専門性とは何か、そして看護基礎教育における看護実践能力とは何か、その育成には何が必要か、ということを探求しつづけてきた。他のどの看護系大学も同様に様々な模索を続けており、ここ数年、文部科学省や看護系大学協議会を中心とした関係者による検討会が重ねられ、学士課程における看護基礎教育の在り方について、一定の方向性が提示されてきた。

本稿では、厚生労働省で示している看護基礎教育の移り変わりと今日の課題を論じた上で、学士課程における看護系人材養成の在り方を看護実践能力の育成という視点から概説していきたい。

指定規則からみた看護基礎教育の移り 変わりと厚生労働省からの提言⁴⁻¹⁰⁾

日本における看護職の定義・免許・業務等は、保健師助産師看護師法（以下、保助看法）により規定されている。保助看法とは、看護職の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする法律で、昭和 23 年に制定された。それから 60 年余り、保助看法は社会的な要請を受けて 20 回以上も改正され、今日に至っている³⁾。看護基礎教育は、この保助看法の中の保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）に則っている。看護学士課程もこの指定規則に則っていなければ看護師・助産師・保健師の国家試験を受けることができない。指定規則も、現在までに 4 回の改正がなされている³⁾。改正が進むにつれて、医療の進歩や社会にニーズに対応できるような内容が積み上げられて、限られた時間の中で、学ぶべき専門的な知識が増え、かつ高度になった。反面、総時間数はゆとりの確保と弾力的運用を可能にするため削減された。特に、実習時間数は大幅に減少した。

このような経過の中で、厚生労働省は「看護基礎教育の在り方に関する検討会」を設置し、継続的に検討を重ねている。最近 2～3 年の検討会の経過について表 1 に示す。各検討会のまとめを概観すると、幾つかの方向性が示されている。一つは「看護教育制度」の検討である。看

表1 厚生労働省における看護基礎教育の最近の検討会⁴⁻¹⁰⁾

期 間	検討会等の名称とその主な内容
平成 20 年 1 月～7 月 (第 1～9 回)	看護基礎教育のあり方に関する懇談会 [論点整理 (平成 20 年 7 月)] 看護職員に求められる資質・能力が検討され、看護基礎教育の充実に向けて大学移行の方向性が示された。あわせて、教員の量・質の確保、教育環境の整備、新人看護職員研修等への課題が指摘された。
平成 20 年 11 月～ 平成 21 年 3 月 (第 1～5 回)	看護の質の向上と確保に関する検討会 [中間とりまとめ(平成 21 年 3 月)] 看護教育のあり方、新人看護職員の質の向上、チーム医療の推進、看護職員の確保等、今後の基本的な方向性が示された。
平成 21 年 4 月～ 平成 23 年 2 月 (第 1～9 回)	看護教育の内容と方法に関する検討会 [第一次報告(平成 22 年 11 月)] 保健師・助産師にそれぞれに求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度が示され、これらに伴う指定規則の改定案を提言した。 [報告書 (平成 23 年 2 月)] 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標、看護師に求められる実践能力を育成するための教育方法、教育体制が示された。保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正案が示された。現在の修業年限に捉われず免許取得前に看護師教育で学ぶべき内容等が提言された。
平成 21 年 5 月～12 月 (第 1～7 回)	今後の看護教員のあり方に関する検討会 [報告書 (平成 22 年 2 月)] 看護教員の資質・能力に関して、質の高い教育を実施するためには、看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要でそのバランスが重要であること、そのために看護教員の養成のあり方や継続教育等、看護教員の資質や能力の維持・向上への方向性が示された。 学生等の看護実践能力を高めるための教育体制について提言された。
平成 21 年 4 月～ 平成 23 年 1 月 (第 1～8 回)	新人看護職員研修に関する検討会 [中間まとめ (平成 21 年 12 月 25 日)] 看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるためには、新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に入れた新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について早急に検討し、実施に移すべきであることが提言された。 [新人看護職員研修に関する検討会報告書 (平成 23 年 2 月 14 日)] 新人看護職員研修ガイドラインを提示し、新人看護職員研修の普及、中長期的な努力の重要性が示された。

看護師教育は3年間では不十分であり4年制にすべきという動きである。加えて、平成21年に保助看法の一部改正により保健師及び助産師国家試験資格が6ヶ月以上から1年以上に延長となり³⁾、それに伴った保健師・助産師教育の在り方も提示されてきた。もう一つは「看護基礎教育の内容と方法」の検討である。看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標が提示され、看護師に求められる実践能力を育成するための教育方法、教育体制が示された。あわせて看護教員の在り方も検討された。さらに看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるためには新人看護職員研修のみならず、両者の連携強化、すなわち、「つなぎ」教育の必要性和方法が提示された。いずれの検討会においても、目指しているものは、看護基礎教育における看護実践能力育成の充実をいかに推進していくのかである。

学士課程における看護実践能力育成の充実に向けての取り組み： 文部科学省からの提言¹¹⁻¹⁶⁾

この十数年間の看護系大学設立ラッシュに伴い、学士課程における看護基礎教育のあるべき姿の一定の方向性を示すことが求められてきた¹¹⁾。平成13年以降、継続的に「看護学教育の在り方に関する検討会」が開催されている。文部科学省における最近の検討会の経緯を表2に示す。

1. 看護学教育の在り方に関する検討会

1) 「看護実践を支える技術学習項目」の提案¹²⁾

平成13年、学士課程での看護実践能力育成の充実に向けて、看護学教育の在り方を検討することと各大学の看護学教育の改革・充実への努力が広範囲に効果的に進展する方策を提示する

表2 文部科学省における看護基礎教育の最近の検討会¹¹⁻¹⁶⁾

期 間	検討会等の名称とその主な内容
平成 13 年 7 月～ 平成 14 年 3 月 (第 1～6 回) 平成 15 年 7 月～ 平成 16 年 2 月 (第 1～7 回)	看護学教育の在り方に関する検討会 [第一次検討会] 大学における看護実践能力の育成の充実に向け(平成 13 年 6 月～14 年 3 月) 看護系大学が社会の期待に確実に応え、更なる発展を図るために解決しなければならない課題が、学士課程卒業者の看護実践能力の向上であると指摘し、看護実践能力育成の観点から、「看護実践を支える技術学習項目」を提示した。課題として、学士課程全体を視野に入れたコア・カリキュラムの検討、学生の看護実践能力の質を保证する仕組みづくりの検討、実習受入施設との連携の充実と教育の基盤づくり等を提起した。 [第二次検討会] 看護実践能力育成の充実にに向けた大学卒業時の到達目標(平成 15 年 7 月～16 年 2 月) 学士課程における看護実践能力の卒業時到達目標を示した。看護実践能力は、学士課程卒業時に完成するのではなく、生涯にわたり向上するものである。したがって、卒業時の到達目標は、卒業後の成長を保证するために、学士課程において修得しなければならない基本的な看護実践能力であり、卒業者が、その後自ら研鑽することで初めて意味をなすものであることを強調した。
平成 21 年 3 月～ 平成 22 年 12 月 (第 1～15 回)	大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 [第一次報告(平成 21 年 8 月)] [最終報告(平成 23 年 3 月)] 看護教員の養成のあり方や継続教育等、看護教員の資質や能力の維持・向上に向けた、課題改善の方向性が示された。保健師教育については、大学による選択制の導入を可能とすることが提言された。学士課程教育でコアとなる看護実践能力と到達目標が示され、この実践能力を修得するための取組みが提言された。

ことをねらいとして「看護学教育の在り方に関する検討会」を設置した。

報告書(平成 14 年)では、学士課程での看護人材育成の課題として、看護実践能力の向上の必要性和看護職としての社会的責任、並びに国民の要望に対応した看護の質の向上が強調された。そのため、看護学士課程の教育の在り方の中でも「最低限身に付けておくべき技術学習項目」をまとめた。すなわち、看護学の学士課程の教育内容のコアを構成する一つの重要な要素として、「看護実践を支える技術学習項目」を示した。具体的には、人間を対象として活動する基盤である『看護ケア基盤形成の方法』と、実践力を育成する基本的な技術である『看護基本技術』との二つに分けて整理し、それぞれについて看護実践能力をどのような側面から、どの段階まで習得させるかを提言した。同時に、看護実践能力育成にとって重要な鍵となる臨地実習の在り方についても言及した。

2) 「看護実践能力育成の充実にに向けた大学卒業時の到達目標」の提案¹³⁾

平成 16 年には、看護学士課程教育の更なる充実を目指して、社会が求める確かな看護実践能

力を有した人材を育成する基盤整備として、その教育内容のコアを整理し、到達目標を提示した。また、教育の特質を 5 つに整理した。すなわち、①保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること、②看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること、③創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること、④人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること、⑤教養教育が基盤に位置づけられた課程であること、である。

2. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会¹⁴⁾¹⁵⁾：学士課程でコアとなる看護実践能力と到達目標の提言

先に述べたように、学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標をまとめたが、大学教育を取り巻く状況はますます変化し、今一度、学士課程教育で養成する看護実践能力と卒業時到達目標を策定することが必要となってきた。そこで、平成 21 年「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」をスタートさせ、看護学士課程では、長い職業生活においてあらゆる場、あらゆる利用者のニーズに対応できる応用

力のある国際性豊かな看護系人材の養成を目指すことを基本的な姿勢とした。そして、コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標を再度、提言した。これは、学士課程修了時に看護専門職者として修得すべきコアとなる能力とそのために必要な教育内容を示すものである。ここには、看護実践能力の定義として、看護実践を構成する5つの能力群と、それぞれの群を構成する20の看護実践能力を表3に示す¹⁶⁾。

これらの看護実践能力に沿って、卒業時の到達目標、教育の内容、期待する学習成果を策定した。ただし、教育内容や学習成果は例示であり、教育内容を制約はしないことや国家試験受験資格を担保する基準ではないこと、各大学が教育理念や養成する人材像にあわせて独自の教育課程を編成することを留意点として示されている。

大学における看護系人材養成のこれから

この数年の厚生労働省や文部科学省で明確に

打ち出されていることは、「看護基礎教育における看護実践能力育成の充実をいかに推進していくか」ということであった。筆者自身が看護学教育に携わりはじめた約30年前は、「看護基礎教育の卒業時点では、すぐ現場に対応できなくてもよい。じっくりでいいから現場で成長することが重要¹⁷⁾」という考え方のもとに教育を実践してきた感がある。その時期は、これから進展していこう大学における看護基礎教育の在り方を模索する中で、学生に「考える力・判断できる力」をしっかり身につけてほしい、即戦力というより長く伸びゆく人を育成したいという当時の理想像があったのではないだろうかという指摘がある¹⁸⁾。その理想像は、その後の看護実践の場のニーズとは必ずしも一致しているとはいえなかったのだろうか。

この看護界の激変の時期、「知る・考える」看護から「知る・考える・できる」看護、さらに「知る・考える・できる・続けられる」看護へとシフトしていることを実感している。では、

表3 看護実践を構成する5つの能力群¹⁶⁾

I群 ヒューマンケアの基本に関する実践能力
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力 2) 実施する看護について説明し同意を得る能力 3) 援助的関係を形成する能力
II群 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力 5) 計画的に看護を実践する能力 6) 健康レベルを成長発達に応じて査定 (Assessment) する能力 7) 個人と家族の生活を査定 (Assessment) する能力 8) 地域の特性と健康課題を査定 (Assessment) する能力 9) 看護援助技術を適切に実施する能力
III群 特定の健康課題に対応する実践能力
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力 11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力 12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力 13) 終末期にある人々を援助する能力
IV群 ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力
14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する 15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力 16) 安全なケア環境を提供する能力 17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力 18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力
19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力 20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

「知る・考える・できる・続けられる」看護の教育ストラテジーとは何であろうか。

1. 看護実践能力育成と学士力育成のバランス

そもそも大学とは学術の研究と教育の最高機関であり、「学士力」をいかに育成するのかは各大学の責務として委ねられている¹⁹⁾。一方、看護職の資格は国家試験の合格により得られるものであり、大学であっても、指定規則に則り、専門職としての看護実践能力をいかに育成するかを追求している。長い間、看護系大学では、この両者間のバランスをいかにうまくとりながら、両者共にいかに発展させていくのかという課題に挑戦してきたように思われる。石井氏は、「後発学問である看護学は、大学改革の流れに乗り遅れることなく学術的基盤を構築していく課題と人々の健康と保健医療に寄与することのできる看護専門職を確実に排出するという二重の課題に取り組んできた」と述べている²⁰⁾。

「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」において、「学士課程段階では、長い職業生活において、あらゆる場、あらゆる利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな看護系人材の養成を目指す」ことを明示した。そのために、看護系人材は人の支援に関わる専門職であることから教養教育を充実すること、専門職として自発的な能力開発が継続できる素養や研究能力の基礎を涵養すること、保健師・助産師・看護師に共通する看護専門職の基礎を教授すること、看護ニーズの多様化等への対応や就労後の研修に効果的に接続できる教育内容を考慮することを提言した。これは、学士力育成と看護実践能力育成のバランスを持った「学士課程における看護職育成の特性」をより明確化したものといえる。これらを実践するためには、各大学の教育力の充実が求められるが、教育環境、中でも看護系大学教員数が適正なのか²¹⁾、大学人および看護実践者としての教員力とは何か等、まだまだ取り組むべき課題が多い。

2. 学士課程における看護学教育の質の保証

小山田氏は、「看護系大学における看護系人材養成の課題として、大学数の増加による志願

者数減少、教員不足と流動性の高まり、学生の成熟度の低下と多様化、大学における看護学教育の特質に関する多様な見解、実習施設の不足等を指摘し、それらは看護学教育の質保証の困難さを示している」と述べている²²⁾。「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標(平成16年)」は、その中で提言されたものであり、まさに教育の質を保証する方向づけを明らかにしたものであった。平成23年の検討会では、さらに多様化した大学での看護学教育における看護系人材養成の特性を示し、教育の質の保証の考え方を確認したものであった。教育の質保証については、すでに医師や歯科医師、薬剤師養成においては、モデル・コア・カリキュラムを基準として、各大学で主体的に教育内容を決定している。看護職の場合は、指定規則の制約を受けており、大学が主体的に教育内容を決めるには限界がある。平成23年の検討会で提案された「学士課程のための看護実践能力と到達目標」は、国家試験受験資格に必要な教育内容を上回る内容を包含しているが、法制上、国家試験受験資格を直接担保する基準ではない。そのために、各大学に対して、その教育理念や養成する人材像にあわせて必要な教育内容を改めて検討し、独自の教育課程を編成することを求めている。今後も継続的にこの到達目標の評価を実施しながら、今後の教育の質保証の在り方を検討していくことが必要であろう。

おわりにかえて：

本学における看護学教育のこれから

看護系大学としては後発である本学科では、開設の頃に「看護実践を支える技術学習項目」や「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」が相次いで提案され、それに基づき、本学の教育課程の方向性について検討し始めた。平成20年から「看護実践能力育成プロジェクト」を立ち上げ、より効果的な看護実践能力の育成に向けて、学士課程全体を視野に入れた教育課程の見直し、看護実践能力の質を保証する仕組みづくり、臨地実習の充実、実習施設との連携強化等の教育の基盤づくりに取り組

んできた。中でも、看護実践能力の質を保証する仕組みづくりでは、先の「大学卒業時の到達目標」に基づく看護実践能力の経験達成状況を4年生と卒業生に対して、卒業直前と卒業後毎年1回調査し、その結果を縦断的に検証している。それらを踏まえて教育方法の検討を重ねている²³⁾。一昨年から、4年生の選択科目に「看護の統合と実践」を開講し、卒業時点で経験が少ない臨床判断力、リスクマネジメント力、倫理的判断力の強化を図っている。また、本学科は、主たる実習病院である隣接の附属病院へは卒業生が多く就業しており、昔からそのつながりは深かった。そのつながりを有効的に整備して、「看護基礎教育と臨床のつなぎ教育」の強化を推進し始めている²⁴⁾。

これらの取り組みは、開始してまだ日が浅いので、本格的な教育評価はこれからであるが、学生の反応からその有効性を肌で感じているところである。これらの実践と評価を蓄積しながら、学士課程における看護実践力の向上への教育プログラムの開発にさらにチャレンジしてい

きたいと考えている。

一方で、学士力の育成についてみると、本学科は専門学校から短期大学、そして医学部看護学科、保健看護研究科（修士課程）の設置と、この20年間、めまぐるしくステップアップしていった。看護学科一同、本当に馬車馬のごとく突っ走ってきた感がある。その中で、いつも拘ってきたのは、「看護学教育の高等教育化」と「生涯教育の充実」であったように思う。看護学の大学教育とは何か、学士力を育てるとはどういうことか等、多くの議論を重ねながら今に至っている。言い換えると、大学で教授するとはどういうことか、大学人として何が必要なのか、教師力とは何か等、教員のあり方についてもいつも問い続けてきたし、これからも問い続けていくテーマであると日々実感している。

今後も、この学士課程における看護基礎教育の「模索の時代」を手探りではあるけれども、行くべき方向性をしっかりと見極めながら、本学らしい看護学教育の発展に寄与していきたい。

文 献

- 1) 石橋みゆき. 大学・大学院における看護学教育の動向と課題. 平成23年度日本看護系大学協議会講演資料(北里大学薬学部コンベンションセンター). 2011(6月).
- 2) 新道幸恵. 看護学における教育・研究の視座(広島保健学会特別講演), 広大保健学ジャーナル, 2005; 4: 106-109.
- 3) 門脇豊子, 清水嘉与子, 森山弘子編集. 看護法令要覧(平成23年版), 保健師助産師看護師法. 東京: 日本看護協会出版会, 2011; 16.
- 4) 厚生労働省医政局看護課. 看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理, 1998(7月).
- 5) 厚生労働省医政局看護課. 看護の質の向上と確保に関する検討会, 中間とりまとめ, 2009(3月).
- 6) 厚生労働省医政局看護課. 看護教育の内容方法に関する検討会, 第一次報告, 2010(11月).
- 7) 厚生労働省医政局看護課. 看護教育の内容方法に関する検討会報告書, 2011(2月).
- 8) 厚生労働省医政局看護課. 今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書, 2010(2月).
- 9) 厚生労働省医政局看護課. 新人看護職員研修に関する検討会, 中間まとめ, 2009(12月).
- 10) 厚生労働省医政局看護課. 新人看護職員研修に関する検討会報告書, 2011(2月).
- 11) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係.(参考資料) 文部科学省における看護学教育に関する検討の経緯; 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会, 第一次報告, 2009(8月).
- 12) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係. 大学における看護実践能力の育成の充実に向けて, 看護学教育の在り方に関する検討会, 第一次検討会報告, 2002(3月).
- 13) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係. 大学における看護実践能力の育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標, 看護学教育の在り方に関する検討会報告, 2004(3月).
- 14) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会, 第一次報告, 2009(8月).
- 15) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係. 大

- 学における看護系人材養成の在り方に関する検討会、最終報告、2011（3月）。
- 16) 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係。（添付資料）学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（3．看護実践能力の定義）；大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会、最終報告、2011（3月）。
- 17) 伊藤暁子，見藤隆子．対談 看護教育の現状と将来．看護教育 1984；25: 403-417.
- 18) 川島みどり．（インタビュー）看護の未来を〔TE-ARTe〕する；看護基礎技術教育の温故知新，看護教育 2010；51: 12-20.
- 19) 土屋八千代．看護の大学教育が向き合う課題；日本看護学教育学会交流集会，看護教育 2010；51: 21-25.
- 20) 石井邦子．看護の高等教育化と今後の課題3；進む大学改革と看護実践能力育成の大学卒業時到達目標の提示，看護教育 2010；51: 492-496.
- 21) 公立大学協会（会長奥野武俊）．現行の大学設置基準の専任教員の数の見直しについて，看護教育の質の担保に向けての問題提起，2011（6月）。
- 22) 小山田恭子．看護の高等教育化と今後の課題5；保健師助産師看護師法等の一部改正と大学における看護系人材養成の今後の課題，看護教育 2010；51: 716-720.
- 23) 京都府立医科大学医学部看護学科看護実践能力育成プロジェクト．看護学師課程卒業生における看護実践能力の形成過程に関する検討報告書（看護基礎教育課程の見直しと大学の役割），2011（3月）。
- 24) 眞鍋えみ子，光木幸子，岡山寧子．循環型教育システムへの取り組み基礎教育における役割，看護教育 2011；52: 340-346.

著者プロフィール



岡山 寧子 Yasuko Okayama

所属・職：京都府立医科大学医学部看護学科看護学講座健康増進看護学部門・教授

略歴：1977年3月 聖路加看護大学卒業

1977年4月 聖路加国際病院 看護師

1979年4月 大阪府立看護短期大学（現大阪府立大学）助手

1993年4月 京都府立医科大学医療技術短期大学部 助教授

1996年4月 京都府立医科大学医療技術短期大学部 教授

2002年4月 京都府立医科大学医学部看護学科 教授～現職

2007年4月 京都府立医科大学大学院保健看護研究科 教授（兼務）

専門分野：看護学教育，老年看護学

主な業績（看護学教育関係）：

1. 岡山寧子，眞鍋えみ子，その他．人事交流による看護基礎教育と臨床との教育連携強化．日本看護研究学会雑誌，2011；34(3): 209.
2. 眞鍋えみ子，光木幸子，岡山寧子：循環型教育システムへの取り組み基礎教育における役割．看護教育，2011；52(5): 340-346.
3. 岡山寧子，眞鍋えみ子，その他．学びを深める「看護の統合と実践」の授業づくり：大学・地域一体型地域医療・チーム医療実習の実践．看護展望，2010；35(4): 416-421.
4. 岡山寧子：同志社病院・京都看病婦学校ではじめられた看護教育；リンダ・リチャーズの日本での活動から．京都府立医科大学雑誌，2010；119(9): 89-98.
5. 依田和美，竹中京子，岡山寧子．京都看病婦学校の教育施設完成までの経緯とその概要．日本看護歴史学会誌，2010；23: 68-78.
6. 山縣恵美，小松光代，岡山寧子，その他．老年看護学実習における神経内科（物忘れ）外来での実習効果の検討；学生記録からみた認知症ケア・外来看護の学び．京都府立医科大学看護学科紀要．2010；20: 27-36.